



国土建第 2 2 8 号  
平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

(社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



### 建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 4 0 条の規定により建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識等について、今般、規制改革要望等を踏まえ、小規模工事においても掲示が容易となるよう、その大きさを縮小することとし、平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日付けで建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 3 年国土交通省令第 1 0 6 号）が公布・施行されました。

改正の内容及び留意点は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

### 記

#### 1. 改正の内容

##### (1) 建設業者が建設工事の現場に掲げる標識について

建設業法施行規則（昭和 2 4 年建設省令第 1 4 号）別記様式第 2 9 号を改正し、建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦 4 0 cm 以上×横 4 0 cm 以上」から「縦 2 5 cm 以上×横 3 5 cm 以上」に改めることとした。

##### (2) 浄化槽工事業者が営業所及び浄化槽工事の現場に掲げる標識について

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和 6 0 年建設省令第 6 号）別記様式第 8 号及び別記様式第 9 号を改正し、浄化槽工事業（浄化槽法第 3 3 条第 2 項の規定により浄化槽工事業者とみなされるものを含む。）が営業

所及び浄化槽工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35 cm以上×横40 cm以上」から「縦25 cm以上×横35 cm以上」に改めることとした。

(3) 解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げる標識について

解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)別記様式第7号を改正し、解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35 cm以上×横40 cm以上」から「縦25 cm以上×横35 cm以上」に改めることとした。

2. 留意点

1. (1)～(3)の標識については、公衆が見易いように掲げる必要があること。

なお、建設業法施行規則別記様式第28号に定める建設業者が営業所に掲げなければならない標識の大きさについては、従前のおりである。

参考

建設業法施行規則等を改正する省令 新旧対照条文

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

改正案

建設業法第二十九号（第二十五条第四項）  
建設業の許可を受けた建設業者が同法に規定する現行に於ける場合

商号又は姓名	氏名	建設業の許可
代表者の氏名	第1号首長	
主任技師の氏名	第2号首長	
実務名	建設業交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可を受けた建設業	国土交通大臣 許可（ ）第	号
許 可 年 月 日		

25以上 35以上

- 建設業法
- 1 「主任技師の氏名」の欄は、建設業法第2項の規定に該当する場合には、「主任技師の氏名」を「監理技師の氏名」とし、その監理技師の氏名を記載すること。
  - 2 「主任の有無」の欄は、建設業法第3項の規定に該当する場合には、「主任」と記載すること。
  - 3 「実務名」の欄は、建設業法又は建設業法第7条第2号ハ又は法第15条第2号ハに該当するものである場合に、そのほか有する建設業を記載すること。
  - 4 「許可を受けた建設業」の欄は、建設業法第4項に該当する場合には、当該監理技師が有する建設業の交付番号を記載すること。
  - 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設業の現行に於ける建設業に係る許可を受けた建設業を記載すること。
  - 6 「国土交通大臣 許可」については、有無のみを記すこと。

現行

建設業法第二十九号（第二十五条第四項）  
建設業の許可を受けた建設業者が同法に規定する現行に於ける場合

商号又は姓名	氏名	建設業の許可
代表者の氏名	第1号首長	
主任技師の氏名	第2号首長	
実務名	建設業交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可を受けた建設業	国土交通大臣 許可（ ）第	号
許 可 年 月 日		

10以上 10以上

- 建設業法
- 1 「主任技師の氏名」の欄は、建設業法第2項の規定に該当する場合には、「主任技師の氏名」を「監理技師の氏名」とし、その監理技師の氏名を記載すること。
  - 2 「主任の有無」の欄は、建設業法第3項の規定に該当する場合には、「主任」と記載すること。
  - 3 「実務名」の欄は、建設業法又は建設業法第7条第2号ハ又は法第15条第2号ハに該当するものである場合に、そのほか有する建設業を記載すること。
  - 4 「許可を受けた建設業」の欄は、建設業法第4項に該当する場合には、当該監理技師が有する建設業の交付番号を記載すること。
  - 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設業の現行に於ける建設業に係る許可を受けた建設業を記載すること。
  - 6 「国土交通大臣 許可」については、有無のみを記すこと。

（傍線の部分は改正部分）

○浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別記様式第1号（第9条関係）

35センチメートル以上

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(監)第 号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設置士の氏名	

25センチメートル以上

浄化槽設置士の氏名は、登録所に掲げる場舎に於つては当該登録所に置かれる浄化槽設置士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場舎に於つては当該現場に置かれる浄化槽設置士の氏名とする。

別記様式第1号（第9条関係）

35センチメートル以上

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(監)第 号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設置士の氏名	

35センチメートル以上

浄化槽設置士の氏名は、登録所に掲げる場舎に於つては当該登録所に置かれる浄化槽設置士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場舎に於つては当該現場に置かれる浄化槽設置士の氏名とする。

別記様式第1号（第9条関係）

35センチメートル以上

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(監)第 号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設置士の氏名	

25センチメートル以上

浄化槽設置士の氏名は、登録所に掲げる場舎に於つては当該登録所に置かれる浄化槽設置士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場舎に於つては当該現場に置かれる浄化槽設置士の氏名とする。

別記様式第1号（第9条関係）

35センチメートル以上

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(監)第 号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設置士の氏名	

35センチメートル以上

浄化槽設置士の氏名は、登録所に掲げる場舎に於つては当該登録所に置かれる浄化槽設置士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場舎に於つては当該現場に置かれる浄化槽設置士の氏名とする。

○ 解体工事業務に係る登録等に関する省令（平成十二年国土交通省令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別記様式第7号（第8条関係）

35センチメートル以上

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

35センチメートル以上

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

別記様式第7号（第8条関係）

40センチメートル以上

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

40センチメートル以上

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

参考

○国土交通省令第 号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十条、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十条（同法第三十三条第二項において適用する場合を含む。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三十三条の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

建設業法施行規則等の一部を改正する省令  
（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十九号中 0<sup>cm</sup> を 5<sup>cm</sup> に、「40<sup>目</sup>」を「35<sup>目</sup>」に改める。  
4 2

（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第二条 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に

「  
35 25  
セ セ  
ン セ  
チ セ  
ー メ  
ト ト  
ル ル  
」

に改める。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第三条 解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第七号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に、

「  
35 2  
セ セ  
ン セ  
チ セ  
ー メ  
ト ト  
ル ル  
」

この省令は、公布の日から施行する。